



Q1

じてんしゃ どうろ こうつう ほう
自転車は道路交通法で
けいしゃりょう い ち
軽車両に位置づけられる
ひと なかま
人の仲間です。



くるま なかま
車の仲間



道路交通法では
車両の中に軽車両が含まれ
その軽車両の中に自転車が含まれているので
自転車は車の仲間です。

軽車両に含まれる主なもの

自転車
馬車・牛車
リヤカー・荷車
馬・牛
犬ソリ



Q2

さい いじょう じてんしゃ うんてんしゃ
14歳以上の自転車運転者が
じてんしゃ いはん く かえ
自転車のルール違反を繰り返すと、
こうしゅう じゅこう
講習を受講しなければなりません。
これを悪質運転者講習制度といいます。



じてんしゃ うんてんしゃ こうしゅう せいど
自転車運転者講習制度



自転車運転者講習制度

道路交通法の一部改正により
平成27年6月1日から
危険な交通違反
(規定の違反行為)
を繰り返して行った
14歳以上の自転車運転者に
自転車運転者講習の受講が
命じられます。



Q3

こうつう じこ お とうじしゃ
交通事故を起こした当事者には、
いくつかの責任が問われますが、
なか けいじじょう せきにん
その中には刑事上の責任・
みんじじょう せきにん
民事上の責任などがあります。



交通事故を起こしたら・・・

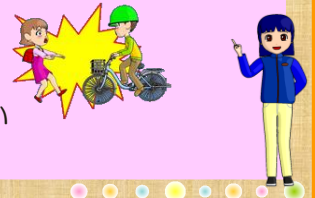
刑事上の責任では

罰金や禁錮といった
厳しい刑事罰を受けることがあります。



民事上の責任では

高額な賠償金を
支払わなくてはならない
場合があります。



Q4

こうつう じ こ お とうじしゃ せきにん
交通事故を起こした当事者は責任を
問われます。その中で損害賠償金を
と なか せんがい ばいしょうきん
支払わなければならないものは、
けいじじょう せきにん あ
刑事上の責任に当たります。



みんじじょう せきにん
民事上の責任



交通事故を起こしたら・・・

民事上の責任として高額な賠償金を
支払わなくてはならない場合があります。

高額賠償事例

信号無視した会社員の
男性46歳の自転車が
横断歩道を渡っていた
75歳の女性と衝突し、
歩行者の女性が死亡した。

賠償金額：4,746万円

東京地裁 平成26年1月



Q5

交通事故の重大さなどによっては、免許や資格が与えられない場合がある職業もあり、自分の将来の夢や人生設計に大きな影響を生じる場合があります。



こたえ



免許や資格が与えられない場合がある職業

罰金以上の刑

医師/看護師/薬剤師/
栄養士/調理師 等



禁錮以上の刑

教職員/弁護士/
裁判官/公認会計士/
建築士 等



Q6

14歳以上の自転車運転者が自転車の危険行為を3年以内に6回以上繰り返すと、自転車運転者講習を受けることになります。



こたえ

2回以上



自転車運転者講習制度では14歳以上の自転車運転者が自転車の危険行為（規定の違反行為）を3年以内に2回以上繰り返すと、自転車運転者講習を受けることになります。



Q7

自転車運転者講習の受講命令に従わなかった場合、1万円以下の罰金となります。



こたえ

5万円以下



自転車運転者講習制度では受講命令に従わなかった場合5万円以下の罰金に処せられる場合があります



Q8

児童が自転車事故などを起こした場合、保護者に対して賠償責任等がかかってくる場合があります。



こたえ



裁判例

賠償金額：9,521万円

(平成25年7月：神戸地裁)



坂道を下ってきた小学5年生（11歳）の少年の自転車が歩行中の女性（62歳）と衝突し、歩行者の女性が意識不明となった。



Q9

自転車^{じてんしゃ}を運転^{うんでん}する基本^{きほん}ルールに「自転車安全利用五則^{じてんしゃあんぜんりようごそく}」があります。その中^{なか}に「大人^{おとな}はヘルメット^{ちやくよう}を着用^{ちやくよう}」という項目^{こうもく}があります。



こたえ

子ども^こはヘルメット^{ちやくよう}を着用^{ちやくよう}



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
☆飲酒運転・二人乗り・並進は禁止
☆夜間はライトを点灯
☆交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



Q10

自転車運転者講習^{じてんしゃうんでんしゃこうしゅう}の受講対象^{じゅこうたいしやう}となる危険行為^{きけんこうい}は15項目^{こうもく}あります。その中には「信号無視^{しんごうむし}」が含まれます。



こたえ



「信号無視」は受講対象となる危険行為です。



信号のあるところでは必ず信号機や警察官等の手信号等に従いましょう。



Q11

兵庫県^{ひょうごけん}では、自転車^{じてんしゃ}を利用^{りよう}する場合^{ばあい}、自転車損害賠償保険等^{じてんしゃそんがいばいしょうほけん}への加入^{かにゆう}をするかは任意^{にんい}です。



こたえ

加入を義務^{ぎむづ}付けています



兵庫県では

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、県内で自転車を利用する場合、自転車損害賠償保険等への加入を義務付けています。(平成27年10月1日から義務化)



【自転車保険】に入っているか確認してみましょう!



Q12

自転車運転者講習制度^{じてんしゃうんでんしゃこうしゅうせいど}の対象^{たいしやう}は、年齢^{ねんれい}18歳^{さい}以上の自転車運転者^{さいいじやう}です。



こたえ

14歳以上



自転車運転者講習制度の対象となるのは14歳以上の自転車運転者です。



数年後には中学生!



交通ルールを守って安全に走りましょう!



じてんしゃ くるま
自転車は「車のなかま」だよ。

こうつうじこ お こうつう まも
交通事故を起こさないよう交通ルールを守って

ただ りよう
正しく利用しようね。



がんばったね!

じてんしゃ
自転車のりのり
チャレンジ

くわ
もっと詳しく
し
知りたくなかったかな!?



～自転車の交通ルールを守りましょう～
【西宮市ホームページ】はこちら



～自転車の交通安全～
【兵庫県警察ホームページ】はこちら



西宮市キャラクター
みやたん